

## 新システム稼働時における ToSTNeT 取引等の見直しについて

平成 19 年 1 月 23 日  
株式会社東京証券取引所

### 趣旨

ToSTNeT 取引は、売買立会による売買（オークション市場）において効率的な執行が難しい大口取引やバスケット取引といった取引ニーズを満たす取引手法として、幅広く用いられています。今般、平成 19 年 10 月の稼働を予定している新派生売買システム（以下「売買システム」という。）に ToSTNeT 取引の機能を統合することに伴い、ToSTNeT 取引等の取引制度を一部見直すこととし、見直しの概要を以下のとおりまとめました。

具体的には、外国株市場における売買手法の多様化を図るため、新たに外国株券を ToSTNeT 取引の対象とするほか、年々増加している自己株式取得の新たな手段として自己株式立会外買付を導入し取引機能の充実を図るなど利便性の向上を図るものです。

### 概要

項目	内容	備考
1. 取引対象の追加	・外国株券（外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を含む。）及び日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券を新たに ToSTNeT 取引の対象とします。	
2. 自己株式取得のための新たな取引制度の導入 （1）自己株式立会外買付	・事前公表型の自己株式取得のための新たな手段として、自己株式立会外買付を導入します。	・自己株式立会外買付を用いた事前公表型の自己株式取得を、上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令第 7 条における「証券取引所が適当と認める方法」とします。

項目	内容	備考
(2) 手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引参加者は、自己株式取得のための買付注文を自己株式立会外買付により執行することができるものとします。</li> <li>・自己株式立会外買付は、売買システムにより行うものとします。</li>   <li>・取引参加者は、自己株式立会外買付を行おうとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとします。</li> <li>・自己株式立会外買付は、届出を受理した日の翌日に売買を成立させ、当該日（以下「買付日」という。）から起算して4日目の日（配当落日等における売買については5日目の日）に決済を行うものとします。</li> <li>・届出を行った取引参加者は、当取引所が当該届出を受理した時から売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると当取引所が認めたときは、当該届出を取り消すことができるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終値取引を利用した事前公表型の自己株式取得も、引続き可能です。</li> <li>・自己株式立会外買付を用いた事前公表型の自己株式取得の具体的な流れ等については、今後、「東証市場を利用した自己株式取得に関するQA集」の改訂等により周知いたします。</li> </ul>
(3) 値段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己株式立会外買付は、届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは当該最終気配値段、届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日等の前日である場合には当取引所が定める基準値段、最終値段（最終気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める値段）により行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当取引所がその都度定める値段」は、原則として買付日の当該銘柄の制限値幅の基準値段とします。</li> </ul>
(4) 売付申込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己株式立会外買付による買付けの申込みに対する売付けの申込みは、買付日の午前8時から8時45分までの間において行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売付け申込み後においても、売付申込時間終了時までの間、売付け申込みの訂正及び</li> </ul>



項目	内容	備考
(6) 信用取引の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、自己株式立会外買付の売買に係る信用取引を行ってはならないものとします。</li> </ul>	
3. 単一銘柄取引に係る見直し (1) 条件交渉機能の廃止  (2) VWAP ターゲット取引に係る呼値制限の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、異なる取引参加者間において条件交渉を行うことができるよう、システム上交渉機能を提供していますが、この機能を廃止するとともに単一銘柄取引の呼値に数量等を変更することができる旨の条件を付すことができないものとします。</li> <li>取引参加者が顧客との間であらかじめ決めた銘柄・数量を売買立会においてVWAP(売買高加重平均価格)を目標として執行し、その執行結果を加重平均した値段で、顧客との間で単一銘柄取引を行うことができるものとします。</li> <li>取引参加者は上記の値段により単一銘柄取引を行う場合は、その旨を当取引所に対して明らかにするものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、数量、値段及び決済日について変更することができる旨の条件を付すことが可能です。</li> <li>新システムにおいて異なる取引参加者間で取引を行う場合は、呼値を行う際に、取引の相手方となる取引参加者をシステム上入力するものとし、呼値が合致した場合に売買を成立させるものとします。</li> <li>前場VWAP、後場VWAP、当日VWAPを目標として執行するものに限定します。</li> <li>執行結果の加重平均価格に手数料相当額を反映した値段での取引も可能とします。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>4 .バスケット取引に係る見直し</p> <p>( 1 )異なる取引参加者間における取引の開始</p> <p>( 2 )転換社債型新株予約権付社債券 ( CB ) のバスケット取引のシステム化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる取引参加者間におけるバスケット取引を開始します。</li> <li>・単一銘柄取引と同様に、呼値に数量等を変更することができる旨の条件を付すことができないものとし、呼値が合致した場合に売買を成立させるものとします。</li> <li>・転換社債型新株予約権付社債券のバスケット取引について、売買システムにより行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、規則において当分の間バスケット取引はクロス取引に限定することとしています。</li> <li>・単一銘柄取引と同様に、呼値を行う際に、取引の相手方となる取引参加者をシステム上入力するものとします。</li> <li>・現在は、FAX を用いて行っています。</li> </ul>
<p>5 . 終値取引に係る見直し</p> <p>( 1 ) 呼値の値段</p> <p>( 2 ) 売買の方法の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買立会における約定値段 ( 最終気配値段を含む。 ) がいない場合、当日の呼値の制限値幅の基準値段により呼値を行うものとします。</li> <li>・売呼値と買呼値が対当するたびに、対当する呼値の間で売買を成立させることで、継続的に取引を行うものとします。</li> <li>・具体的な取引時間は以下のとおりとします。  前日終値及び前日 VWAP 午前 8 時 20 分から 8 時 45 分まで。  前場終値及び前場 VWAP 午前 11 時から午後 0 時 15 分まで。  当日終値、後場及び当日 VWAP 午後 3 時から 4 時まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、約定値段がない場合は、終値取引を行うことができません。</li> <li>・現在は、前日終値 ( 前日 VWAP ) について午前 8 時 45 分、前場終値 ( 前場 VWAP ) について午後 0 時 15 分、当日終値 ( 後場及び当日 VWAP ) について午後 4 時にそれぞれ 1 回売買を成立させています。</li> <li>・呼値の受け付けは、従前どおり、いずれの値段についても午前 8 時 20 分開始とします。</li> </ul>

項目	内容	備考
6 . ToSTNeT 取引における信用取引の明示の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者が、ToSTNeT 取引において、信用取引による新規の売付け・買付け、または転売・買戻しに係る呼値を行おうとするときは、当取引所に対してその旨を明らかにするものとします。</li> <li>また、顧客が ToSTNeT 取引の委託をする場合に、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨を取引参加者に指示するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が ToSTNeT 取引を委託する場合において信用取引により行おうとするときは、すでにその旨指示するものとしています。</li> </ul>
7 .立会外分売のシステム売買化	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会外分売を売買システムにより行うこととします。</li> <li>買付申込時間を午前 8 時から 8 時 45 分までとします。</li> <li>買付け申込み後においても、買付申込時間終了時までの間、買付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、東証分売ネットを用いて行っています。</li> <li>現在は、午前 8 時 20 分から 8 時 45 分まで。</li> <li>現在は、買付け申込み後の訂正及び取消しを行うことができないものとしています。</li> </ul>
8 . その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	

実施時期（予定）

新派生売買システムの稼働（平成 19 年 10 月予定）に合わせて実施します。

以 上